

広島県告示第六百三十二号

建築士及び建築士事務所の開設者を対象とする講習の指定に関する規程（昭和六十一年広島県告示第千六号）第三条第一項の規定によって、次の講習を指定した。

令和八年五月二十五日

広島県知事 横 田 美 香

実施法人の名称及び住所	公益社団法人広島県建築士会 (広島市中区千田町三丁目七番四七号)	
一般講習又は特別講習の別	特別講習	
講習の名称	令和八年度被災建築物応急危険度判定士講習会	
講習の対象者	建築士	
講習の実施日時及び実施会場	実施日時	令和八年十月二十六日(月) 午後〇時三〇分～午後四時一〇分
	実施会場	広島県情報プラザ地下二階多目的ホール (広島市中区千田町三丁目七番四七号)